根室市林業就業準備助成金の概要について

１．目　　的

林業に関する専門的な知識を有し、即戦力となりうる従事者の確保及び定着を図ることによって市内林業の振興に寄与することを目的に、市内認定事業体へ就業する北海道立北の森づくり専門学院の卒業生に対して、助成金を交付します。

２．認定事業体とは

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき北海道知事に認定され、かつ北海道林業事業体登録実施要綱に基づく北海道知事の登録を受け、根室市内に事務所又は事業所を有する事業者のことをいいます。

３．助 成 対 象 者

次に掲げる全ての要件を満たす者。

（１）北海道立北の森づくり専門学院を卒業した日から３年以内に認定事業体に就業した者

（２）根室市に住民登録されている者

（３）市税を滞納していない者

４．助　成　金　額

３０万円

５．申 請 手 続 き

林業就業準備助成金交付申請書（様式第１号）に以下の必要書類を添付のうえ、市役所農林課へ申請願います。

（１）北海道立北の森づくり専門学院の卒業の日を証するもの

（２）認定事業体が発行する雇用証明書（様式第２号）

（３）住民票【市役所戸籍住民担当窓口】

（４）市税の滞納がないことを証明する書類【市役所納税担当窓口】

（５）その他市長が必要と認める書類

６．問い合わせ先

根室市水産経済部農林課林務・自然保護担当

電話 0153-23-6111（内線 2212・2213）